

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 地域福祉における
対象範囲（圏域）について
3. 基本目標
4. 計画の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

上尾市地域福祉計画・上尾市地域福祉活動計画 基本理念

誰もがつながり支え合って 安心して暮らせるまち 上尾

少子高齢化や家族に対する意識の変化などにより、高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者世帯、ひとり親世帯が増加し、地域で孤立する人が増えることが懸念されています。住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う地域福祉の推進が求められています。

上尾市では、前計画での理念を「誰もがつながりあって安心して暮らせるまち 上尾」とし、高齢者・障害者・子どもなど、対象者や分野ごとの福祉施策を展開するとともに、地域住民や関係団体などと協働し、地域福祉に関する取組を推進してきました。

しかしながら、近年、社会環境の変化の中で、地域のつながりが希薄化し、近所付き合いなどによる支え合いの意識が弱まっています。

一方、日本各地で大規模な災害の発生が相次いでおり、災害の怖さとともに、支え合いの大切さが再認識されています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の状況の中で、孤立化や差別の問題が拡大するなど、地域のつながり・支え合いが重要になっています。

本計画においては、前計画の理念を踏襲しつつ、支え合いの意識を持って地域福祉を推進していくため、基本理念を「誰もがつながり支え合って安心して暮らせるまち 上尾」とします。そして、同じ地域で暮らす一人ひとりが、「支え手」「受け手」という関係を超えて地域づくりに参加し、地域を創っていく、地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を推進していきます。

2. 地域福祉における対象範囲（圏域）について

住民が地域で安心して暮らし続けるため、複雑化した地域課題を解決していくには、支援を必要としている人を一人の人やその家族、あるいはひとつの団体や組織だけで支えるのではなく、地域住民や地域がそれぞれの持つ力を持ち寄り、支援することが望まれます。

地域の福祉活動においては、身近な地域の活動から、市全域の支援まで、それぞれの活動に見合う適切な対象範囲（圏域）を想定しておく必要があります。各対象範囲（圏域）で支援を必要とする人の対応が困難な場合には、より広域で解決が図られるよう、重層的に支えることができる体制が重要です。

そして、市民一人ひとりや地域、各種団体や社会福祉法人*、関係機関が協力し、地域福祉を推進していくことが必要不可欠となります。

市全域

○相談体制の充実、情報提供、サービス調整、関係機関との連絡調整、地域福祉の施策の展開など

社協支部・地域包括支援センターなど （日常生活圏域）

○コミュニティ同士の連携体制の充実、関係団体との連絡調整、地域課題の把握と共有など

自治会・町内会・区会など

○各種行事による交流・社会活動を通じた生活課題の把握、助けを必要とする人の地域住民と一緒にした支え合い、身近な相談や関係機関への橋渡しなど

隣近所

○日常的なあいさつ、さりげない見守りや身近な助け合いなど

3. 基本目標

「誰もがつながり支え合って安心して暮らせるまち 上尾」を基本理念として地域福祉を推進するため、3つの基本目標を取組の柱として定めます。

これらの基本目標は、第2章でまとめた地域福祉をめぐる主な課題と、社会福祉法第107条第1項において策定するよう努めるものとされている項目を踏まえ、目指す方向を示したものです。

基本目標1 誰もが福祉サービスを利用しやすい地域づくり

利用者が必要とする福祉サービスを充実させ、情報提供や権利擁護の体制整備など、誰もが適切な福祉サービスを利用することができる体制の充実に努めます。また、さまざまな困りごとを包括的に受け止める体制の強化に努め、福祉サービスによって、誰もが自分らしく暮らせる地域を目指します。

基本目標2 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

ふだんの生活や人のところにバリアを感じさせない地域づくりを進めるとともに、災害や犯罪から市民を守るための活動を充実させます。また、困りごとを抱えたまま地域で孤立する人が出ないように、見守り体制の充実をはじめ、孤立化防止、虐待防止の取組の推進に努め、誰もが安心・安全に暮らせる地域を目指します。

基本目標3 誰もが役割を持つことができる地域づくり

つながり、支え合い、お互いを尊重しながら暮らすため、市民の地域福祉に対する意識を醸成する取組を進めるとともに、隣近所や地域のつながりづくりを進めます。さらに、地域に暮らす人が健康で生きがいを持って暮らすとともに、助けの必要な人を援助しようと思う人が増え、地域の福祉活動などの担い手として活躍していけるよう、誰もが役割を持つことができる地域を目指します。

ここで掲げる基本目標により推進する取組の概要を「計画の体系」に示します。また、具体的な取組について、第4章「取組の展開」に示します。

4. 計画の体系

● 基本理念 誰もがつながり支え合って安心して暮らせるまち 上尾

基本目標1 誰もが福祉サービスを利用しやすい地域づくり

取組1
福祉サービスの
充実と利用促進

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 情報発信体制の充実
- (3) 権利擁護の推進

取組2
すべての人を
受け止める
相談支援体制の充実

- (1) 包括的な相談支援体制の構築
- (2) 関係機関との連携
- (3) 困難を抱える人への支援

基本目標2 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

取組3
外出しやすい
環境づくり

- (1) バリアフリー化・
ユニバーサルデザインの推進
- (2) 移動手段の確保

取組4
地域防災・
地域防犯の推進

- (1) 地域防災力の向上
- (2) 防犯活動の推進

取組5
見守り・声かけ
による
つながりの確保

- (1) 見守り支援の推進
- (2) 孤立化の防止
- (3) 虐待の防止

基本目標3 誰もが役割を持つことができる地域づくり

取組6
支え合いの
意識づくり

- (1) 地域福祉への意識の醸成
- (2) 交流の場・居場所による
つながりづくり

取組7
地域福祉活動の
活性化と
担い手の育成

- (1) 健康・生きがいづくりの推進
- (2) 地域福祉活動への支援
- (3) 人材の育成・活用

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編